

資料3

浜交協第1号
令和5年5月29日

旭地域協議会 御中

浜田市地域公共交通活性化協議会
会長 砂川 明



浜田市地域公共交通活性化協議会委員の推薦について（依頼）

平素は、本協議会の運営につきまして、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本協議会は令和5年度に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通計画を作成するため、法定協議会として新たに設置をされました。

このたび、地域公共交通計画を作成する当たり、会議等においてご意見を賜りたいと存じますので、下記のとおり委員をご推薦いただきますようお願い申し上げます。

なお、令和5年3月31日までは今田 泰様を委員として推薦していただきました。

記

- | | |
|---------|--|
| 1 委員数 | 1名 |
| 2 任期 | 令和5年4月1日～令和7年3月31日（2年間）
※任期の始期については遡って設定をさせていただきますのでご了承ください。 |
| 3 推薦書様式 | 別紙のとおり |
| 4 提出方法等 | 推薦書に必要事項をご記入の上、別添の返信用封筒により、 <u>令和5年6月9日（金）</u> までに協議会事務局（浜田市地域活動支援課）へご返送ください。 |
| 5 添付資料 | (1) 浜田市地域公共交通活性化協議会規約
(2) 令和4年度浜田市地域公共交通活性化協議会委員名簿
(3) 令和5年度浜田市地域公共交通活性化協議会委員構成員名簿 |

【お問い合わせ先】

浜田市地域公共交通活性化協議会事務局
(浜田市地域政策部地域活動支援課)
担当：石津、稻田

〒697-8501 浜田市殿町1番地
TEL：(0855) 25-9201（直通）
FAX：(0855) 23-1866
Mail：chiikishien@city.hamada.lg.jp



浜田市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、浜田市地域公共交通計画（法第5条第1項に規定する地域公共交通計画をいう。以下「交通計画」という。）の策定に関する協議及び交通計画の実施に関し必要な協議等を行うとともに、市民の生活に必要な旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項の協議等を行うため、浜田市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、浜田市殿町1番地（浜田市役所内）に置く。

(所掌事務)

第3条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (4) 交通計画の達成状況の評価に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市職員のうち市長が指名する者
- (2) 学識経験者
- (3) 次に掲げる団体等の代表者又はその推薦する者
 - ア 地域公共交通の利用者に関する団体
 - イ 公共交通事業者等
 - ウ 道路管理者
 - エ 島根県浜田警察署
 - オ 交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
 - カ 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
 - キ 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - ク 関係行政機関
- (4) 前3号に掲げる者のほか、協議会の運営上必要と認められる者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に下記の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 1人
 - (3) 監事 2人
- 2 会長は、第4条第1号に掲げる委員をもって充てる。
 - 3 会長は、協議会を代表し、その会務を統括する。
 - 4 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。
 - 5 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
 - 3 会議の議事は出席委員の3分の2以上をもって決する。
 - 4 会長は、会議への代理出席を認めることができる。
 - 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる議題については、非公開で行うものとする。
 - 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めることができる。
 - 7 会長は、協議会の議事に支障があると認められるときは、委員を退席させることができる。
 - 8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

- 第8条 第3条各号に掲げる事項について協議会の業務を円滑に行うため、協議会に幹事会を置くことができる。
- 2 幹事会は、会長、副会長及び委員の中から協議会が必要と認めた者で構成する。
 - 3 幹事会は、必要に応じて関係者を招集し、意見を聴くことができる。

(部会)

- 第9条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に部会を置くことができる。
- 2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

- 第10条 協議会で協議が調った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

- 第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、浜田市地域政策部地域活動支援課に置く。
 - 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

- 第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。
- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(監査)

第13条 会長は、毎会計年度終了後、必要な書類を監事に提出し、その監査を受けなければならぬ。

- 2 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償費及び旅費)

第15条 委員等が協議会の会議等に出席したときは、日額6,000円の報償費及び浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年浜田市条例第37号）の例による旅費に相当する額の実費弁償を支給する。ただし、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。

- (1) 国、県、市の常勤職員
- (2) 前号に定めるもののほか、申し出のあった委員

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であつた者がこれを決算する。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。
(浜田市地域公共交通活性化協議会規約の廃止)
- 2 浜田市地域公共交通活性化協議会規約（平成23年制定）は、廃止する。

浜田市地域公共交通活性化協議会 構成員

No.	協議会の構成員		法に基づく構成員の区分 (活性化再生法第6条)	(参考) 現行組織
	区分	団体又は機関		
1	市職員のうち市長が指名する者	浜田市(副市長)	地方公共団体	○
2	学識経験者	島根県立大学 教授	学識経験者	○ (2名)
3	地域公共交通の利用者に關係する団体	浜田地域協議会	地域公共交通の利用者	○
4		金城地域協議会		○
5		旭地域協議会		○
6		弥栄地域協議会		○
7		三隅地域協議会		○
8	公共交通事業者等	西日本旅客鉄道株式会社浜田鉄道部	關係する公共交通事業者等	○
9		石見交通株式会社		○
10	道路管理者	国土交通省浜田河川国道事務所	道路管理者	○
11		島根県浜田県土整備事務所		○
12	島根県浜田警察署	浜田警察署交通課	公安委員会	○
13	計画に定めようとする事業を実施する と見込まれる者	旭タクシー有限会社	計画に定めようとする事業を実施す ると見込まれる者	-
14		有限会社弥栄総合企画		-
15		株式会社Fromハート		-
16		大新東株式会社		-
17	一般旅客自動車運送事業者の組織す る団体	一般社団法人島根県旅客自動車協会	地方公共団体が必要と認める者	○ (浜田支部)
18	一般旅客自動車運送事業者の事業用 自動車の運転者が組織する団体	島根県交通運輸産業労働組合協議会		○
19	関係行政機関	中国運輸局島根運輸支局		○
20		島根県地域振興部交通対策課		○
21	協議会の運営上必要と認められる者	浜田市社会福祉協議会		○
22		浜田女性ネットワーク		○
23		浜田市医師会		○
24		浜田商工会議所		○
25		石央商工会		○
	-	-	港湾管理者	-
	事務局	地域政策部長	-	○ (7名)
		関係部長(該当する議題がある場合出席)	-	
		地域活動支援課長	-	事務局
		地域活動支援課 交通担当(2名)	-	事務局

29名
(事務局除く)